令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業(県北地域)委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度指定管理鳥獸捕獲等事業(県北地域)委託業務

2 目的

ニホンジカによる生態系被害や農林被害の軽減を図るためには、増えすぎたニホンジカの個体数を捕獲により適正数にしていく必要がある。

このため、本県では「第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画」を策定し、ニホンジカによる農林作物への被害を令和8年度末までに1億2千万円以下にすることを管理目標としており、この目標を達成するため、狩猟や有害鳥獣捕獲に加え、当事業において集中的にニホンジカの捕獲を行うことにより、捕獲の強化を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月15日まで。ただし、捕獲の実施は契約締結の日から令和8年2月28日までとする。

4 捕獲を実施する地域

尾鈴山鳥獣保護区(日向市、木城町、都農町)※特別保護地区は除く

5 捕獲数の目標

ニホンジカ 67頭

6 業務内容

わな猟により捕獲を行う。ただし、銃器による止めさしは可能とする。

(1) 事前調査

業務を安全で効率よく実施するため事前調査を行う。

- ① 現地調査
 - 7) 目撃情報及び痕跡の調査
 - (1) 地形、植生、人家及び施設の配置並びに人の出入り状況、道路網の確認等
- ② 聞き取り調査
 - 7) 土地所有者や周辺の住民が把握している生息状況や安全管理に必要な情報
 - (1) これまで実施地域で捕獲を行ってきた狩猟者等への捕獲等の実態等
 - か) 市町村、地域住民、地元狩猟者等の関係者への安全管理に必要な情報の聞取り

(2) 業務計画書の作成

事前調査の結果等を検討し、具体的な業務計画を策定する。業務計画書の構成は次 のとおりとする。

業務計画書の構成	記載内容	記載上の留意事項
業務の概要	業務の目的、業務名、委託期間	
	業務の内容	
	実施 体制	事業者の指揮命令、業務分担が確認でき る現場組織表を作成する。
工程計画	計画準備から業務完了までの計画 工程表を作成	バーチャート方式で作成する。
実施 方法	捕獲場所	縮尺1:50000以上の地形図に鳥獣保護区 の区域及び捕獲場所を記入する。
	捕獲方法	捕獲場所毎に捕獲の方法を記載する。
	捕獲の実施	捕獲方法毎に、捕獲の実施手順(作業工 程)を記載する。
		捕獲場所毎に捕獲頭数、捕獲の期間及び 捕獲従事者の延べ出役日数を記載する。
	捕獲個体の処分方法	作業内容を記載する。
	捕獲成果の管理方法	捕獲個体の管理方法を記載する。
実施管理計画	工程管理	実施工程の管理方法を記載する。
	品質管理	使用する材料等の管理方法を記載する。
	写真管理	写真による管理項目、撮影方法等を記載 する。
使用する資機材	銃の種類、数量、許可番号	許可証の写しを添付する。
	使用する実包の種類、数量、許可 番号	捕獲従事者ごとに、鉛製銃弾・非鉛製銃 弾別の実包譲受予定数量を記載する。
	その他、使用する機材	
申請・協議計画	関係者・関係機関との協議計画	予定する協議内容を記載する。
	法規制に係る申請計画	申請時期、内容を記載する。
安全管理計画	地域住民等への周知計画	周知方法等について記載する。
	捕獲従事者への研修計画	研修方法、研修内容等について記載す る。
	作業ミーティング計画	作業ミーティングの方法について記載す る。
緊急時の連絡体制	事故発生時の連絡網の作成	休日の緊急連絡先を確認する。
	(関係機関、事業管理責任者、現 場責任者の記載)	通信困難な場所での連絡手段を確保す る。
環境対策		業務の実施に係る環境への影響とその対 策について記載する。

(3) 捕獲の実施

- ① 捕獲の方法
 - 7) わな猟によるものとする。ただし、銃器による止めさしは可能とする。 なお、銃器に使用する銃弾は非鉛弾を使用することが望ましい。
 - イ) 尾鈴山鳥獣保護区は、尾鈴県立自然公園であり登山者等の観光客が多数来訪することから、実施においては対象地域の立ち入り者に十分配慮すること。

鳥獣保護区	猟法の制限	その他留意事項
尾鈴山	1	登山者等に十分配慮すること。

- か) その他、捕獲場所の状況等に応じて、新たな捕獲又は効率的な捕獲手法の導入 が考えられる場合は、実施を検討すること。
- ② 関係者との事前調整・周知
 - ア) 捕獲実施に係る土地所有者、市町村、地域住民、地元狩猟者等の関係者との事 前調整を行う。
 - (1) 立て看板、チラシ等により、捕獲の周知を行う。
- ③ 捕獲データ等の取りまとめ
 - 7) わなの設置、撤去、移設等の管理については、わな管理表を作成し、獣種別、 場所別に管理する。管理表の様式は別に定める。
 - 1) 捕獲実施に係る捕獲データ(捕獲数、捕獲場所、性別、サイズ、捕獲作業量等) の取りまとめを行う。取りまとめ様式は別に定める。
- ④ 捕獲個体の管理

捕獲した個体は、捕獲個体腹部に白スプレーで個体番号を記(マーキング)し、 捕獲情報(整理番号、捕獲場所、捕獲者名、捕獲日、性別)を記載したホワイトボ ード等と共に、捕獲者が一緒に写るように写真を撮影する。さらに、個体番号の上 に横線等を見え消しマーキングした状態の写真も撮影する。

撮影に当たっては、捕獲現場で撮影するものとし、撮影者から見て足を下向きに、 頭部を右向きにして撮影すること。

その後、体長等を計測し、記録した後、しっぽを切断する。切断したしっぽは後日県の確認を受けるものとする。

- ⑤ 捕獲個体の処理
 - 7) ④の後は、土地の所有者の許可を受けて、捕獲場所において風雨等により容易 に捕獲物等が露出しない程度まで埋設すること。
 - イ) 埋設以外の方法により捕獲個体の処理を行う場合は、契約前に県と協議を行う こと。
 - り) 特に、捕獲物等の埋設により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れが あると認められる場合は、廃棄物処理法第 19 条の 4 に規定する措置命令の対象 となるため、注意すること。
 - I) 捕獲個体を、食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業等において、原料として使用した場合に発生する残渣は、産業廃棄物となるため、産業廃棄物処理業者へ委託し、適切に処理すること。

(4) 安全管理

- ① 連絡体制(緊急時を含む)の整備 関係行政機関、病院等を含む連絡網を整備する。
- ② 安全・捕獲技術研修
 - 7) 業務従事者全員に月に4時間以上、安全及び捕獲技術に関する事項について研修を行うものとする。
 - イ) 作業当日においては、業務従事者に作業開始前及び作業終了後ミーティングを 行うものとする。
- (5) 錯誤捕獲の場合の対応

錯誤捕獲があった場合は放獣すること。ただし、錯誤捕獲された個体がイノシシ又はアライグマ等の特定外来生物の場合は殺処分するものとする。

なお、錯誤捕獲が十分想定される場合は、あらかじめ県と協議し、所用の手続をとるものとする。

また、ニホンカモシカが錯誤捕獲された場合は、速やかに県及び捕獲のあった市町 教育委員会に連絡し、その指示を受けること。

(6) 実包の適切な管理

- ① 捕獲従事者に対し適切な実包管理について指導を徹底するものとする。
- ② 受注者は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならない。
- ③ 受注者は、捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、捕獲等業務計画書に記載しなければならない。
- ④ 受注者は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等(譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い(狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など))について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、業務報告書に記載しなければならない。
- ⑤ 受注者は、捕獲従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため無許可譲受により譲り受けた実包を転用する場合は、あらかじめ県の確認を受けなければならない。
- ⑥ 受注者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、速やかに無許可譲受票を返納する措置を講じなければならない。

(7) 後片付け

業務区域及びその周辺の保全、後片付けについて適切に実施するものとする。

7 成果品等の提出

成果品及び業務の成果に関する報告書として、次の資料(電子データを含む。)を1部提出するものとする。

- (1) 捕獲個体写真(マーキングの見え消し前・後)及び作業工程毎の状況写真
- (2) 事前調査結果、捕獲データ、安全管理に関する実施報告を取りまとめた報告書

8 留意事項

- (1) 一般的事項
 - ① 受注者は捕獲場所ごとに現場責任者を定め、県に通知しなければならない。
 - ② 現場責任者は、捕獲に係る業務全般の管理を行わなければならない。

(2) 管理用記録書類の整備

受注者は、管理記録書類として次の書類を作成し提出するものとする。

- ① 履行報告書(1か月ごとに実績をまとめたもの。月末に県に提出する。)
- ② 業務打合せ簿(協議内容をまとめたもの)
- ③ 作業日誌(毎日の作業内容を記載したもの)
- ④ 実施工程表(計画工程表に実施工程を加筆したもの)
- ⑤ 管理写真(作業工程ごと、使用する資機材、安全対策等の写真)
- ⑥ その他県が必要と認める書類

(3) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。当業務で捕獲したニホンジカ等を用いて市町村等が交付する捕獲報奨金を受領してはならない。

(4) 捕獲の実施

① 捕獲は令和8年2月28日までに完了するものとし、期日前に目標頭数に達した場合にあっても、捕獲の箇所ごとに事業計画書に記載した捕獲従事者の延べ出役日数を確保すること。

なお、期日までに目標頭数に達しないと見込まれる場合は、県と協議の上、捕獲

期間を延長することができる。

- ② 事前に、土地所有者、地域住民、地元狩猟者等に対し十分に実施方法等について 説明を行い、紛争等を生じさせてはならない。
- ③ 入込が多い場所での捕獲は避けるなど、捕獲場所の選定には十分配慮すること。
- ④ 無線機を使用する場合は、業務用無線機器を使用すること。
- ⑤ わなを設置する場合は、わな本体に標識を設置するとともに、設置箇所周辺の樹木等に注意標識を設置する。わな本体に設置する標識は金属製又はプラスチック製とし、1字の大きさを縦1cm以上、横1cm以上で、次の事項を記載すること。
 - ○わなの通し番号
 - 〇事業名(令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業(県北地域))
 - 〇事業管理責任者の住所・氏名
 - 〇事業管理責任者の連絡先
 - 〇受注者名
- ⑥ わなを設置している期間は、原則1日1回以上見回りを行うものとする。
- ⑦ わなの設置数は1日1回以上見回りができる個数とし、捕獲従事者1人当たり30個を上限とする。
- ⑧ ニホンジカ等を捕獲したわなのワイヤーは、その都度新しいものに取り替えること。
- ⑨ 猟犬は使用しないこと。
- ⑩ 社寺境内及び墓地では捕獲を行わないこと。
- ① 捕獲に関する業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に、従事者証を返納する措置を講じなければならない。
- ② 契約書第 11 条に基づき契約が解除された場合(以下「契約が終了」という。)には、契約が終了した後速やかに従事者証を返納する措置を講じなければならない。

(5) 安全確保の体制

- ① 捕獲実施期間及び予備日、わなの設置箇所を示した図面について、事前に関係機関、関係団体等に通知し周知すること。
- ② 捕獲実施区域の林道、登山道等の入口手前等一般者及び一般車両への周知が必要な箇所に立入制限看板等を設置するとともに、必要に応じて監視員を配置し捕獲実施中の立入を制限すること。
- ③ 捕獲従事者が明確に分かるように腕章等を着用すること。
- ④ その他実施に当たり必要な安全対策を講じるものとする。
- (6) 調査に関する協力

県及び県が指定する環境コンサルタントの調査に対し協力すること。

(7) 法令の遵守

鳥獣保護管理法、森林法、自然公園法及び関係法令(銃刀法、火薬類取締法等)を 遵守すること。

9 打合せ協議

当業務の打合せ協議は、必要に応じて県と協議の上、随時実施する。

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。

令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業(県北地域)委託業務 実施区域図

